

～学校感染症罹患による出席停止期間の基準～

金蘭千里中学校・高等学校

分類	疾患名	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
	中東呼吸器症候群	
	特定鳥インフルエンザ	
	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで（※）
	新型コロナウイルス感染症	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（※）
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで（※）
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで（※）
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで（※）
	風しん	発しんが消失するまで（※）
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで（※）
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで（※）
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	※その他の感染症	
	溶連菌感染症、带状疱疹、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	

（※）医師の指示と上記の期間が異なる場合は、医師の指示を優先してください。

学校感染症に罹患した場合は、登校許可証を医師に記入してもらい、担任へご提出ください。

登校再開日に提出が困難な場合は、1週間を目処に速やかに提出してください。

ただし、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、下記の書類でも構いません。

インフルエンザ：薬の説明書（生徒の名前とインフルエンザ治療薬が処方されたことを確認できるもの）

新型コロナウイルス感染症：新型コロナウイルス感染症罹患報告書（保護者が記入）

『登校許可証』『新型コロナウイルス感染症罹患報告書』のフォーマットは学校ホームページの「生徒の皆さんへ」からダウンロードできます。